



島根県報

平成22年9月14日（火）

第2,222号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定 (障がい福祉課) 2

【公 告】

都市計画変更の図書の縦覧 (都市計画課) 2

【教委公告】

平成23年度島根県教育職員（実習助手）採用候補者選考試験の実施 (高校教育課) 2

【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数 4

告 示**島根県告示第566号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成22年9月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 指定自立支援医療機関 | | 自立支援医療の種類 | 指定年月日 |
|-----------------------|-----------------|------------------------|-----------|
| 名 称 | 所 在 地 | | |
| 心療内科田中クリニック | 浜田市長沢町3156 | 精神通院医療 | 平成22年9月1日 |
| 調剤薬局サンズ | 益田市中吉田町344-1 | 精神通院医療 | 平成22年9月1日 |
| 共栄薬局 | 仁多郡奥出雲町横田1049-1 | 育成医療 更生医療 精神通院医療 | 平成22年9月1日 |
| 島根県看護協会 訪問看護ステーションいずも | 出雲市姫原1丁目7-14 | 育成医療 更生医療 | 平成22年9月1日 |

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成22年9月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

大田都市計画大田市駅周辺土地区画整理事業

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

教 育 委 員 会 公 告

平成23年度島根県教育職員（実習助手）採用候補者選考試験を次のとおり実施する。

平成22年9月14日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

1 目的

この選考試験は、平成23年度島根県立学校の教育職員（実習助手）の採用候補者を選考するために行います。

2 募集職種、募集種別、職務の概要及び採用予定人員

| 募集職種 | 募集種別 | 職務の概要 | 採用予定人員 |
|------|------|--------------------------|--------|
| 実習助手 | 一 般 | 実験又は実習について、教諭の職務を助ける。 | 2名程度 |
| | 工 業 | 農業の実験又は実習について、教諭の職務を助ける。 | 1名程度 |

※ 身体に障がいのある者を対象とした選考

募集種別「一般」について、身体障害者手帳の交付を受けている者で、自力での通勤が可能であり、介助者なしで実習助手としての職務の遂行が可能な者を対象に選考を行います。採用予定人員は、上記採用予定人員に含みます。

(注) (1) 採用予定人員は、変更する場合があります。

(2) 勤務場所は、島根県内の県立学校（高等学校・特別支援学校）です。なお、採用後は全県的な異動があります。

3 出願資格

- (1) 昭和41年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格事由に該当しない者

4 出願手続

- (1) 出願期間 平成22年10月1日（金）から10月15日（金）（必着）まで
ただし、郵送の場合は、平成22年10月14日（木）消印有効とします。

(注) (1) 封筒の表に「教育職員（実習助手）選考試験願書在中」と朱書してください。

(2) 持参の場合の受付時間は、月～金曜日の9時～17時とします（祝祭日は除く。）。

- (2) 願書等の提出先 〒690-8502 松江市殿町1番地 島根県教育庁高校教育課

- (3) 受験票は、10月22日（金）以降に郵送します。受験票が11月4日（木）までに届かない場合は、島根県教育庁高校教育課に照会してください。

5 提出書類

| | | |
|------------------------------------|--|----|
| (1) 平成23年度島根県教育職員（実習助手）採用候補者選考試験願書 | 様式1によること。 (注) (1) 出願職種、種別を必ず記入すること。 (2) 必ず写真をはり付けること。なお、受験票用に願書と同じ写真がもう1枚必要です。 | 1通 |
| (2) 健康診断書 | 様式2によること。 | 1通 |
| (3) 自己アピール | 様式3によること。 | 1通 |
| (4) 連絡用封筒 | 封筒角形2号（33.2cm×24.0cm）に300円分の切手をはり付け、郵便番号、住所、氏名（「様」をつける。）を明記すること（封筒の口には両面テープをはること。）。 | 2通 |
| ◇ 身体障害者手帳の写し | 「身体に障がいのある者を対象とした選考」を志願する者のみ提出すること。 | 1通 |

(注) 受験票用の写真について 願書受付後、教育委員会より受験票を送付します。送付した受験票に願書と同じ写真をはり付け、受験日に必ず持参してください。

6 選考試験

(1) 試験日及び会場

期日 平成22年11月13日（土）、14日（日）

会場 島根県教育センター 松江市内中原町255-1

島根県立松江工業高等学校 松江市古志原4丁目1-10

（連絡先）島根県教育庁高校教育課 TEL0852-22-5411

(2) 試験内容

一般受験者 教養試験、適性検査、面接試験、実技試験①（パソコン操作：ワープロソフトを用いての文書作成及び表計算ソフトを用いてのデータ処理）、実技試験②（理科実験に関する実技試験）

工業受験者 教養試験、適性検査、面接試験、実技試験①（パソコン操作：ワープロソフトを用いての文書作成）、実技試験②（工業実習に関する実技試験）、専門教養試験

※詳しくは、受験票送付の際に通知します。

(3) 選考結果の通知

平成22年12月6日(月)午前9時に県庁前掲示板に掲示するほか、途中棄権者を除く全受験者に通知します。あわせて高校教育課ホームページ(<http://www.pref.shimane.lg.jp/kokokoiku/>)に掲載します。選考結果の情報提供を試験不合格者のうち、希望する者に対して行います。希望する場合は、願書の該当欄に○印を記入してください。試験ごとの成績を3段階で情報提供します。

7 採用候補者名簿登載等

- (1) 選考試験の成績及び提出された書類等により選考し、平成23年度島根県教育職員(実習助手)採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に登載します。この場合、出願した募集種別と異なる種別に登載することがあります。
- (2) 名簿に登載された種別と異なる種別で配置し、当分の間勤務してもらうことがあります。
- (3) 名簿登載され、県立学校に配置後、登載された種別と異なる種別に異動してもらうことがあります。
- (4) 選考に当たっては、募集種別に関連する高等学校教諭普通免許状を所有していることを考慮します。
- (5) 名簿登載有効期間は、登載された日から平成24年4月1日までとします。
- (6) 資格要件を失った場合又は申請書類に虚偽の記載があった場合には、名簿登載は失効します。

8 その他

(1) 問合せ先

島根県教育庁高校教育課 0852-22-5411

- (2) 車椅子の使用や、点字による受験等を希望する場合には、願書の該当欄に○印を記入してください。後日、担当者が連絡します。

(3) 給与

給与は、高等学校等教育職給料表が適用されます。各人の経歴等により多少異なりますが、おおむね次のとおりです。

| | 高校卒(満18歳) | 短大卒(満20歳) | 大学卒(満22歳) |
|--------|-----------|-----------|-----------|
| 初任給(円) | 148,800 | 166,300 | 189,300 |

(平成22年4月1日現在)

この他、給料の調整額、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当が、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第52号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は次のとおりである。

平成22年9月14日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 11,888
- 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 165,727
- 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た

数)

| | |
|----------|--------|
| 八束選挙区 | 3,829 |
| 仁多選挙区 | 4,166 |
| 簸川選挙区 | 7,463 |
| 邑智選挙区 | 6,214 |
| 鹿足選挙区 | 4,483 |
| 隠岐選挙区 | 6,265 |
| 松江選挙区 | 52,031 |
| 浜田選挙区 | 16,520 |
| 出雲選挙区 | 39,335 |
| 益田選挙区 | 14,019 |
| 大田選挙区 | 11,024 |
| 安来選挙区 | 11,781 |
| 江津選挙区 | 7,306 |
| 雲南・飯石選挙区 | 13,689 |

- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

165,727